別表六の二(三)の記載要領等第１号中「第68条の９第１項、第２項若しくは第３項」を「第68条の９第１項から第３項まで」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び第４号において「平成25年旧措置法」という。）第68条の９の２第２項第３号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた平成25年旧措置法第68条の９第３項（連結繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）」を削り、同第11号中「「試験研究費の額の合計額（各連結法人の別表六の二(三)付表二「１」の合計）(1)」」を「「試験研究費の額の合計額（各連結法人の別表六の二(三)付表一「１」の合計）(1)」」に改め、「試験研究費の額に」の次に「租税特別措置法第68条の14第６項（国家戦略特別区域における連結法人の機械等の特別償却等）に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合及び」を、「当該各連結法人の」の次に「租税特別措置法施行令第39条の44第３項（国家戦略特別区域における連結法人の機械等の特別償却等）又は第27条の10第４項（国家戦略特別区域における機械等の特別償却等）に規定する特別償却実施額及び」を加え、「に規定する特別償却実施額」を「又は第17条の５第３項（復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等）に規定する特別償却実施額」に改め、同号に後段として次のように加える。

この場合において、「同上のうち当期繰越税額控除可能額（(1)≦(27)、(28)又は(29)）の場合は０）」の欄の記載に当たつては、当該内書として記載した金額を「(1)」から控除すること。

別表六の二(三)の記載要領等第11号中「。以下この号及び次号において同じ」を削り、「連結親法人事業年度が平成25年４月１日前に開始した各連結事業年度及び平成27年４月１日以後に開始する各連結事業年度」を「その他の連結事業年度」に改め、同第四号を次のように改める。

4　「試験研究費の額の合計額（前期の(1)）(25)」、「改定試験研究費の額の合計額（各連結法人の前事業年度又は他の前連結事業年度の月数調整後の試験研究費の額の合計額）(28)」及び「試験研究費の額の合計額（前期の(1)）(29)」の各欄の記載に当たつては、各連結法人の試験研究費の額に租税特別措置法第68条の14第６項に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合及び震災特例法第25条の５第１項に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合には、当該各連結法人の試験研究費の額から租税特別措置法施行令第39条の44第３項又は第27条の10第４項に規定する特別償却実施額及び震災特例法施行令第22条の５第１項又は第17条の５第３項に規定する特別償却実施額の合計額を控除した金額の合計額を記載すること。

別表六の二(三)の記載要領に次の１号を加える。

5　「翌期繰越額(30)－(31)(32)」の各欄の外書には、租税特別措置法第68条の15の７（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に、別表六の二(二十一)又は別表六の二(二十一)付表の「調整前連結税額超過構成額　②」の各欄の金額を記載すること。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たつては、当該金額を含めて計算すること。

別表六の二(三)付表１を次のように改める。